

あわらし監査委員告示 第5号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査を、あわらし監査基準に準拠し実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり公表する。

令和8年9月2日

あわらし監査委員 杉 本 一
あわらし監査委員 北 島 登

記

- 1 監査の種別
定期監査（学校監査）
- 2 監査の対象
教育委員会 教育総務課（伊井小学校、金津東小学校、金津中学校）
- 3 監査の範囲
令和7年度の財務に関する事務の執行及び施設の管理
前回監査結果の是正状況の確認
- 4 監査の期間
令和8年4月22日から7月28日まで
- 5 監査の方法
あらかじめ提出を求めた監査資料及び財務会計システムをもとに、財務事務の執行状況、物品・施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から事務の執行状況を聴取した。また、必要に応じて関係帳簿及び関係書類の通査・照合を行った。
- 6 監査の結果
各学校における財務に関する事務の執行及び施設の管理は、概ね適正に行われていたものの、早急に改善すべき事項も認められたため、適切な改善策を講じ是正に向けた措置を行うよう求める。

1 軽微な事務処理誤りについて

(伊井小学校、金津東小学校、金津中学校)

学校が管理する各会計の事務処理において、下記のとおり軽微な事務処理誤りが複数確認された。関係職員全員に対して指摘事項の周知徹底を図り改善に努められたい。

(1) 関係書類の不備

支出入書類の起票日等の記載漏れ、証憑書類(納品書、請求書、領収書等)の添付漏れや鉛筆書き、領収書や領収日の書換えと思われる処理、また、汚染や印字が薄くなったレシート(感熱紙)の添付等が複数確認された。

(2) 押印、検閲の不備

確認印や決裁印のない起票等が複数見受けられた。

(3) 支払及び現金の管理

支払が請求日から1か月以上経過しているケースや、預貯金通帳から支払に必要な額を出金したものの支払いまでに期間を要したケースがあった。

(4) 立替払い領収処理の不備

やむを得ず立替払いをした場合の精算が速やかに処理されていないものが散見された。また、立替払いの際に各種カードを使用しているケースが見受けられた。

2 寄付金等の管理及び使途等について

(伊井小学校、金津東小学校)

学校が直接受領した寄付金について、長年に渡り不適切な処理を繰り返している事実を把握した。

(1) 寄付受領の不透明性と証憑の皆無化

寄付金を受領する際、学校組織としての決定(決裁)を経ず、寄付金を受領した経緯、寄付金の額、受領日時、相手方の意向・使途の指定等の詳細について、確認できる客観的な証憑書類が一切作成・保管されていなかった。

(2) 寄付金の不適切な会計管理

受領した寄付金の処理については、学校の管理職のみにおいて現金の保管や出金管理が行われており、現金出納簿等への適正な記録や支出に係る領収書や請求書等の証憑書類の保管も著しく不十分な状態であった。

これは、長年に渡り教育委員会や監査委員による検閲・監査の目が届かない状態が継続していたこと、寄付金を受領する際のルールが無いことにより、学校の管理職が学校教育に必要なものであると自己判断して使用していたことに起因すると思われ、第三者からの寄付金が学校の管理職の裁量により使える状況になっていたものである。

(3) 使途の不当性、および不明瞭な支出

寄付金は学校教育に必要なことに使用していたとのことであるが、本来自己負担をすべきものがあり、公私境界線が曖昧になっているケースが多々認められた。

本件は、寄附受領手続の欠如、会計処理の著しい不備及び不適切な支出処理、内部統制の不十分さや学校の管理職の倫理観の希薄さといったことが複合的に合わさって発生したと思われ、公的教育機関としての信頼性を著しく損なうものといえる。

なお、所管教育委員会においては事態を重く受け止め、速やかに関係者に対する聞き取り調査を行うとともに、今後の再発防に向けた対策を協議しており、一定の自浄作用に向けた対応を行っていた。

3 防火・防災対策、安全管理について

(伊井小学校、金津東小学校、金津中学校)

特段の指摘事項は無かった。施設の安全管理等については、引き続き適切な対応を図り、児童・生徒らの安全確保に努められたい。

4 施設の維持管理、補修について

(伊井小学校、金津東小学校、金津中学校)

特段の指摘事項はなかった。

まとめ

今回の学校監査では、寄付金の取扱いについて組織的な監査体制が全く機能していなかったことが確認された。また、監査委員事務局職員による寄付金受領の有無に関する照会に対しても、事実を確認することなく曖昧な答弁を行い、適切な情報管理及び説明責任を果たす体制が十分に整備されていなかったことが認められた。

学校が受領する寄付金は、公会計外の取扱いとなるものの、その性質は準公金として位置付けられるべきものであり、会計処理及び管理については、公費に準じた厳格な適正性及び透明性の確保が求められるものである。

今後は、寄付金を受領する際の厳格なルール策定、他の学校会計と同様の透明性及び検証可能性を確保した組織的な会計管理、寄付者の意向を斟酌し、教育目的との整合性を十分に検討した上で適正な執行を徹底していただきたい。

さらに、学校職員に対して学校として寄付金を受領する際のルール等について周知徹底を図るとともに、定期的な内部点検を実施するなど、再発防止に向けた実効性のある管理体制を確立するための抜本的な是正措置を講じられたい。